

一般社団法人埼玉県警備業協会の入会等に関する規程

一般社団法人埼玉県警備業協会定款第 6 条から第 11 条までの規定に基づき、一般社団法人埼玉県警備業協会の入会等に関する規程を次のように定める。

施 行 平成 25 年 4 月 1 日
一部改正 令和 7 年 5 月 1 日

一般社団法人埼玉県警備業協会の入会等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人埼玉県警備業協会（以下「協会」という。）の入会、退会に関する手続、入会資格及び入会金並びに会費等について、必要な事項を定めるものとする。

(正会員の責務)

第 2 条 正会員は、警備業の安全産業としての社会的責務に誇りと使命感を持ち、警備業法及び関係法令を遵守して、定款及びその行動指針を十分理解し、公正な競争原理並びに商習慣を厳守する明確な意志を持ち、これを具体的に実践するよう努めるものとする。

2 正会員は、会員としてふさわしいと認められる者に対し、加入を促す等して会員の組織拡充と警備員の資質向上に努めるものとする。

(正会員の入会手続)

第 3 条 正会員として入会しようとする者は、自己の事業所が所在する支部にも入会するものとし、入会申込書（別記様式第 1）に次の各号に掲げる書類を添付し、当該支部の長（以下「当該支部長」という。）を経て一般社団法人埼玉県警備業協会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- (1) 調査書（別記様式第 2）
- (2) 定款及び登記簿謄本の写し
個人の営業の場合は、住民票の写し
- (3) 事業所の経歴書
- (4) 事業所の代表者の経歴書

- (5) 警備業法第 4 条の認定を受けたことを示す標識の写し又は同法第 9 条の規定に基づく営業所の届出書の写し
- (6) 誓約書（別記様式第 3）
- (7) 労働者災害補償保険法に定める労働災害保険、雇用保険法に定める雇用保険等の加入証券の写し
- (8) 支部入会申込書（別記様式第 4）の写し

（賛助会員の入会手続き）

第 4 条 定款第 6 条に定める賛助会員になろうとする者は、賛助会員入会申込書（別記様式第 5）に、当該事業所の登記簿謄本の写し及び代表者の経歴書並びに誓約書（別記様式第 6）を添付して、会長に提出するものとする。

なお、個人の営業所の場合は、住民票の写し及び前記の誓約書を添付するものとする。

（入会の承認）

第 5 条 第 3 条又は第 4 条による入会申込みを受けた時は、次の手続きをとるものとする。

- (1) 当該支部長は、会員として入会しようとする者が、定款第 3 条に定める協会の目的及びこの規程の第 2 条に定める責務を実践する理念を有する者であるか否かを審査するものとし、適格性を有すると認めるときは、入会推薦書（別記様式第 7）を会長を経て理事会に提出するものとする。
- (2) 理事会は、当該支部長の審査報告内容等を審査し、入会の諾否を決定するものとする。
- (3) 理事会は、必要がある時は、入会申込者の出席を求め、提出書類等の審査を行うとともに、必要な意見を聴取することができるものとする。

（入会の拒否）

第 6 条 協会は、正会員又は賛助会員になろうとする者が、次の各号の 1 に該当すると認められるときは、入会を拒否することができるものとする。

- (1) 第 3 条又は第 4 条に定める提出書類に、明らかな虚偽があると認められる場合
- (2) 暴力団等反社会的勢力と親交があり、適正な警備業務の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(入 会 金)

第 7 条 正会員は、別表に定める入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第 8 条 会員は、別表に定める区分により、会費を納入しなければならない。

(変 更 届)

第 9 条 会員は、事業所の所在地、代表者等の変更その他入会申込書の届出事項に変更が生じた時は、変更届（別記様式第 8）により、当該支部長を経て会長に届けるものとする。

(退 会 届)

第 10 条 会員は、退会しようとする時は、退会届（別記様式第 9）により、会長に届け出るものとする。

2 退会する時は、一般社団法人埼玉県警備業協会規程集及び会員証並びに全国警備業協会加盟員の証、その他協会が貸与した物は返納しなければならない。

(退 会 勧 告)

第 11 条 会長は、定款第 10 条に定める除名事由又は次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、理事会の承認を経て、当該会員等に対し退会を勧告するものとする。

- (1) 協会の運営に関して、悪意をもって妨害したことが明らかであること。
- (2) 協会及び会員等に対し、誹謗中傷あるいは虚報等を流布するなど、協会若しくは会員の名誉、信用等を著しく害したことが明らかであること。
- (3) その他、協会の諸規程に故意に著しく違反したと認められること。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

別記様式第 8（第 9 条関係）

変 更 届

令和 年 月 日

一般社団法人埼玉県警備業協会
会 長 炭 谷 勝 殿

会 社 名
代 表 者

このたび、次のとおり変更がありましたので、お届けいたします。

記

変 更 事 項	変 更 内 容	変 更 年 月 日

別記様式第9（第10条関係）

退 会 届

令和 年 月 日

一般社団法人埼玉県警備業協会

会 長 炭 谷 勝 殿

所 在 地
会 社 名
代 表 者

このたび、下記の事由により、令和 年 月 日付をもって貴協
会を退会いたしますので、お届けいたします。

記

- 1 警備業廃業のため
- 2 会社（支社、営業所）移転（廃止）のため
- 3 そ の 他

別表（第 7 条及び第 8 条関係）

1 入 会 金（第 7 条関係）

会員の入会金は、次表のとおりとする。

区 分	金 額
会 員	50, 000 円
賛 助 会 員	徴収しない

2 会 費（第 8 条関係）

(1) 正会員

ア 正会員の会費は、基本会費及び警備員数割会費とし、基本会費は月額 15, 000 円、警備員数割会費は、下表左欄に掲げるランクに区分し、同表中欄に掲げる所属警備員数に応じて、同表右欄に掲げる額を月額とする。

ラ ン ク	警 備 員 数	月 額
A	20 人未満	0 円
B	20 人以上～50 人未満	2, 000 円
C	50 人以上～100 人未満	5, 000 円
D	100 人以上～200 人未満	10, 000 円
E	200 人以上～300 人未満	20, 000 円
F	300 人以上	30, 000 円

（注） 警備員数は、原則として埼玉県内の営業所（本社、支社、営業所を含む。）に所属する警備員とし、毎年 12 月 31 日現在における当協会に対する申告数をその基準とする。

イ 新たに入会した者の会費は、上記アの規定にかかわらず、入会初年度に限り基本会費のみとする。

ウ 会費は、上半期（4 月 1 日から 9 月 30 日まで）及び下半期（10 月 1 日から 3 月 31 日まで）に分割して、各期の初めの月の末日までに、協会指定の銀行口座に一括して、振込により納入するものとする。

ただし、新たに入会した者にあつては、入会后速やかに納入するものとする。

(2) 賛助会員

ア 会費は、年額 10 万円とする。

イ 会費は、年度の初めに納入するものとする。ただし、新たに入会した者にあつては、入会后速やかに納入するものとする。